

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和6年  
11月1日  
(金曜日)

## 目 次

○告示

保安林予定森林(岩国市) (森林整備課) .....  
 道路の区域の変更 (道路整備課) .....  
 道路の供用の開始 (道路整備課) .....



### 山口県告示第三百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

令和六年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
- 岩国市美和町北中山字西ノ上一六七一、一六七三、一六七四の二(次の図に示す部分に限る。)、一六七五の三、一六七六の一、字西浴一一四二四から一一四二七、本郷町本谷字迫垣内八四〇、八四一、字黒滝一〇四六五の一、一〇四六五の四、字背戸一〇五〇九、字兼ヶ迫一〇五二四の一、字金迫一一五八七
- 二 指定の目的
- 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 岩国市美和町北中山字西ノ上一六七一、一六七三、一六七四の二・字西浴一一四二五(以上三筆については次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十一月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
路線名 大島環状線  
道路の区域

区 間		旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
大島郡周防大島町大字日見字浜田一六の一地从先から	同郡 同町大字志佐字長畑二の一の地先まで	新 旧	最狭 六・二 最広 九・五	二二〇・四	
大島郡周防大島町大字小松字城ノ越一五五二の一地从先から	同郡 同町一地从先から	新 旧	最狭 七・八 最広 七・五	二二六・九	道路改良工事の完了による。
同郡 同町一地从先から	同大字字瀬戸一六五六の三地先まで	新 旧	最狭 三九・三 最広 三九・八	一、〇五一・〇	

山口県告示第三百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、令和六年十一月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
大島環状線	大島郡周防大島町大字日見字浜田二一六の一地先から同郡同町大字志佐長畑二一の一地先まで	令和六年十一月二日

令和六年十一月一日印刷  
令和六年十一月一日発行

発行人所

山口県知事庁